

## URBAN HISTORY NEWSLETTER

Vol. VI, No. 2

(通巻47号)

## —比較都市史研究会会報—

1980. 2. 1.

## 第93回例会報告 (1979. 12. 15)

中世後期カスティーリャにおける王権の地方統治  
—マドリード市自治体(コンセーホ)との関係で—

立石博高

Local Governance of Castile by the King in the Late Middle Ages  
in Relation to the Municipality(Concejo) of Madrid

by H. Tate-ishi

本報告は、13～15世紀スペインのカスティーリャ王国における王権の都市掌握の過程を法制的・行政的側面に絞って概観したものである。その場合の対象として、都市自治の伝統が強固であった中央部諸都市の一つであるマドリード市を取り上げた。

まず、中央部諸都市成立の一般的特徴を記しておく。11・12世紀に再建・建設されるこれらの都市は、イスラーム勢力との国境地帯に位置したという特殊カスティーリャの状況のために、農業・牧畜業を経済的基盤とし、軍事的機能(防衛と攻撃の拠点)と、地域的行政・司法上の中核としての機能(都市とその周辺地域=属域を行政・司法管轄区として統治)とを有していた。例えば、このような都市自治体(コンセーホ)の一つであるセブルベダは、属域村落数57、面積1600km<sup>2</sup>であった。さらに各都市自治体は、固有の局地法として自治体特別法(フエロ)を持ち、再征服を推進する王権の強力な支えであると同時に、王権や貴族と対抗する一つの勢力であった。

サンティアゴ巡礼路沿いに成立した北部諸都市は、アルプス以北の諸都市との共通性を示したが、孤立的特権都市の地位を維持し、政治的勢力としては発展しなかった。13世紀にイスラームから奪還された南部諸都市の場合には、中央部に倣った都市自治体が組織された。しかし、再征服の主体が貴族層・有力市民であり、且つ王権や近隣大領主層による制約のために都市自治は充分な発展を見せなかった。

さて、マドリード市は、元来イスラームの城砦であり、11世紀末にキリスト教徒の手中に入った。だが13世紀以前の史料はほぼ皆無であり、その成立期の様相については不明である。12世紀後半から13世紀初頭に作成されたマドリード市自治体フエロ、及び王権の諸特権状から市政に関して窺えることは、種々の都市役人の存在とともに、最高決議機関が通常日曜に開催される市民総会であったことである。また、都市は、独自の行政・司法権(流血裁判権を含む)を有していたが、王権から独立していたわけではないことが、「国王のフラード」という都市役人の存在によって窺える(但し、その権限は不明)。さらに、13世紀初頭には、市民(市内に土地・家屋を持つ者)と都市居住民、市民と属域村落民との間の法的差別が存在するものの、市民間の身分上の法的差別はなかった。しかし、1262年の勅令では「騎士」身分に免税権が賦与されており、13世紀に担税市民と特権市民への階層分化が明確に生じたことが推定される。この特権市民としての「騎士」とは、「町の騎士」とも呼ばれたように、市民としての国王への軍役奉仕を馬と武器

とを携えて果す者であった。この「騎士」が、都市小貴族として次第に寡頭支配層を形成してゆく。

王権は、その優位を確立せんがために法的一元化の努力を行なった。だが13世紀においては、王国共通法（「七部法典」）の施行や、諸都市に譲歩した形での王国局地法（フエロ・レアル）の普及の試みは失敗した。やがて1348年、王国議会で「アルカラの布告」の制定に成功し、王国の法律適用に関してこの「布告」の諸規定が優先されるものとされ、局地法は法源として二次的なものとなった。この変革は、王権による都市掌握の法的裏付けとして重要であるが、その実効は、王権による都市役人の掌握の如何にあった。マドリード市の場合、1339年の勅令で市会による一年毎の裁判官・執行吏の選出権が認可されており、15世紀末まで同市はその権利を保持していた（ただし、任命権は国王にあるとされた）。他方、1346年の勅令で市民総会は制度的に廃止され、市政は国王任命の終身役職である12人のレヒドール（統治役）と裁判官、執行吏の構成する市会（アウンタミエント）に制限された。だが、レヒドールを国王が直接に任命する例は15世紀末まで見られず、実際のレヒドール選出は市会構成員と有力市民の合議によった。14世紀中葉に王権は、制度的には都市役人の任命権を掌握するが、市政の実質的運営は、レヒドール職を占める都市の有力門閥に委ねられたと考えられる。

14世紀後半から15世紀にかけて王権は、その直任役人の都市派遣という政策を推進した。その一つは一年任期の直任裁判官（フエス・レアル）であった。この役人の存在はすでに13世紀から幾つかの都市に見られるが、諸都市の抵抗によって全国的普及は阻まれた。1346年マドリード市は、その導入を拒否し、王権は、その自治体裁判官の選出を再確認している。もう一つは、地方的騒乱・紛争が生じた際に、その秩序回復を図るという目的で派遣された直任代理官（エンメンダドール、コレヒドール）であった。この役人は、王権による「*jus corrigendi*」（矯正権）の行使として、自治体裁判官・執行吏の役職を停止し、代わって自ら任命する裁判官・執行吏を置き、市会の主宰者として一時的に自治体機構の頂点に立った。更に14世紀末になると、先述の直任裁判官の性格（一年任期）をあわせもつコレヒドール（フエス兼コレヒドール）が派遣されるようになる。以後コレヒドール制は、王権による都市掌握の程度に応じて、北部・南部、そして中部の諸都市へと漸次的に普及していった。

他の諸都市と同様にマドリード市の場合も、「閉ざされた市会」に対する市政から排除された市民の反対は次第に強まり、15世紀前半には、財政問題討議に関して地区代表（セイスメーロ＝都市区と属域三区の担税者代表）の市会参加が実現している。しかし15世紀を通じて、特に自治体の諸役職選出をめぐる、レヒドール、「騎士」、担税市民とが、種々の徒党を組んで抗争を続けている。王権は、都市諸階層の利害調停者として直任役人を派遣し、市政への介入を強めていったが、同世紀前半にコレヒドールの存在は未だ例外的であった。だが同世紀の後半には、長い伝統を持つ裁判官選出権は市会に保留した形でアシステンテ（裁判官任命権を除いて他の権限はコレヒドールと同じ）を継続的に派遣し、国王直任役人の市会主宰を確立した。そして1477年以後、同市においてコレヒドール派遣は恒常化される。

その際にカトリック両王が行なった自治体改革は重要である。即ち、1480年に両王は、「騎士」・担税市民の市会参加を承認し、一時期市会はその閉鎖性を脱却した。しかし王権の都市への浸透が確定する1490年代に、市会は再びレヒドールを中心とする閉じられたものに変容した。この後、市民の市政参加の要求や不満は、直接に王権の司笏を握るコレヒドールに向けられる。1520年、コムニダーデス反乱は、コレヒドールの追放をもって開始され、市民による司笏の奪取をその象徴とした。